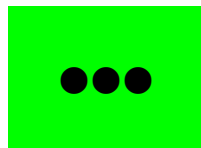


基本計画(国分寺づくり編)



I まちのデザイン

■ まちのデザイン ①

「参加と協働」	21
「市民活動団体・コミュニティ」	27
「人権・男女平等」	33



まちのデザイン①		
6-1	参加と協働の理念を基本に、市民一人ひとりの権利を大切にし、 市民の意見が反映されるまち	
計画分野	3-1 参加と協働	
基本目標	市民との情報の共有化による市民参加と協働を推進します。	
重点目標 2-1	情報公開・情報提供を推進します。	
個別目標	①情報施策を統括する組織を整備することにより、客観的な基準に基づいた市政情報の公開・提供を進めます。 ②市民・職員が必要とする市政情報について、情報セキュリティを確保して検索・提供できる環境を整備します。	
重点目標 2-2	市民参加と協働を拡充します。	
個別目標	①市政の全般にわたり、市民参加と協働を推進します。 ②年齢、性別等の様々な枠を超えた参加や協働のための仕組みを充実させます。 ③市民参加や協働についての啓発に努め、成果のみえる施策を実施します。	
計画分野	3-2 市民活動団体・コミュニティ	
基本目標	市民活動団体との協働を進めるとともにコミュニティの活性化を図ります。	
重点目標 2-1	より多くの市民が参加してコミュニティが活性化しているまちをつくります。	
個別目標	①コミュニティ施策を推進し、地域の活性化を進めます。 ②自治会・町内会など地域の団体が、活発に活動できるよう環境整備します。 ③地域センターをより活発なコミュニティ活動の拠点となるように公民館等と連携し、運営します。	
重点目標 2-2	市民活動団体と行政が共に協働事業に汗を流せるまちをつくります。	
個別目標	①市民活動団体との協働事業を積極的に進めます。 ②市民活動センターの機能充実を図り、市民活動を支援します。	
計画分野	3-3 人権・男女平等	
基本目標	人権を尊重し、共に生きるまちを目指します。	
重点目標 2-1	基本的人権が保障され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるまちをつくります。	
個別目標	①一人ひとりの人権が尊重される環境をつくります。 ②男女平等施策を総合的に推進します。 ③ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止と被害者の自立支援に取り組みます。	
重点目標 2-2	基本的人権の保障を継続して確認するとともに、基本的人権を守るための平和事業を充実していきます。	
個別目標	①憲法の理念と目的を市民に広げるため、憲法記念事業の充実を図ります。 ②核兵器の廃絶と恒久平和を市民とともに進めるため、平和祈念事業の充実を図ります。	

3-1 参加と協働

市民との情報の共有化による市民参加と協働を推進します。



基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
<p>2-1 情報公開・情報提供を推進します。</p> <p>説明</p> <p>情報施策を効果的かつ安全に運営する制度・仕組み等を整備し、情報の品質や発信の手法を向上させます。また、市民参加の基盤となる市政情報の共有環境を整備します。</p>	<p>①情報施策を統括する組織を整備することにより、客観的な基準に基づいた市政情報の公開・提供を進めます。</p> <p>②市民・職員が必要とする市政情報について、情報セキュリティを確保して検索・提供できる環境を整備します。</p>
<p>2-2 市民参加と協働を拡充します。</p> <p>説明</p> <p>市民参加を拡充し、成果のみえる協働を実施することで、満足度の高い市政運営及び市民主体の活力あるまちづくりを進めます。</p>	<p>①市政の全般にわたり、市民参加と協働を推進します。</p> <p>②年齢、性別等の様々な枠を超えた参加や協働のための仕組みを充実させます。</p> <p>③市民参加や協働についての啓発に努め、成果のみえる施策を実施します。</p>



●●● 3-1 参加と協働 ●●●●●

重点目標	2-1	情報公開・情報提供を推進します。
政策部		

個別目標	①	情報施策を統括する組織を整備することにより、客観的な基準に基づいた市政情報の公開・提供を進めます。
-------------	---	---

目標設定の背景・理由
<p>市政情報の市民への公表・公開は、市報、インターネット、オープナー及び図書館等様々な媒体と通じて行われています。しかし、それら担当部署が分かれており、また統一の基準による対応がなされておらず、効果的に実施されていない状況にあります。また、情報公開制度における積極的な情報提供の推進についても、各担当部署の判断に基づき実施されており、全庁的に統一的な対応がなされていません。そのため、市民が本当に必要な情報、あるいは市民に伝えなければならない情報が効果的に伝わるような仕組みを構築しなければなりません。</p>

★個別目標が達成された状態
市民に対し適切な情報を迅速かつ効率的に発信することができる。
市民への広報媒体の運用が統一され、総合的な情報提供が可能となる。
積極的な情報提供が行われている。

★施策の方向
情報施策を統括する組織を整備する。
様々な広報媒体を総合的に運用する。
情報公表を推進するための基準やルールを整備する。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	効率的市政運営・人材育成	
職員		

★成果指標				
指標	単位	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)	指標の説明
基準公表項目数	件			庁内統一の基準を作成し、情報公表を推進する。
各課別の情報公表数	件	6,012	12,000	各課が基準に基づき積極的に情報を提供することで市民が情報を得る

★用語解説★	
オープナー	・・・ 市政情報などの行政資料の閲覧を行うとともに情報公開請求の受付窓口となる。(市役所第三庁舎1階)
情報公表	・・・ 実施機関が法令等の定めにより、又は自主的に情報の公表を行うこと。

●●● 3-1 参加と協働 ●●●●●

重点目標	2-1	情報公開・情報提供を推進します。
政策部		

個別目標	②	市民・職員が必要とする市政情報について、情報セキュリティを確保して検索・提供できる環境を整備します。
-------------	---	--

目標設定の背景・理由

情報公開・情報提供を推進することは、行政サービスを向上させるだけでなく、市民参加を推進するための環境を整備するうえでも重要です。そのためには、行政の事務処理の根幹となる文書による処理（起案・收受～決裁～保管）を電子的に処理することで、処理内容を迅速に情報化し、市民へ情報目録や文書概要を提供できる総合的なシステムを整備する必要があります。提供する情報については、行政内部での共有情報と市民への提供情報（非公開情報を除いた情報）に分けるための、情報セキュリティ機能が付与されなければなりません。

★個別目標が達成された状態

市のホームページから公文書目録・文書概要が検索・閲覧できる。

行政内部において全庁の行政文書目録・文書概要が共有でき検索・閲覧ができる。

★施策の方向

行政内部の文書管理のあり方について検討を進め、情報の電子化を推進する。

総合的な文書管理のための情報システムの検討・導入を進める。

市民が必要とする情報を把握する仕組みをつくる。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	効率的市政運営・人材育成	
職員		

★成果指標				
指標	単位	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)	指標の説明
公文書目録（データベース）登録数	件		50%増	市民への情報提供・公表のため、ホームページにデータベースを作成し、利便性の向上を図る。
検索件数	件	3,700	7,500	市民が自由に簡単に情報を検索することができる

★用語解説★	
情報セキュリティ	・・・ 情報システムに係る情報の盗用、改ざん、滅失、き損、漏えいその他不適正な取扱いによる情報システムの侵害及び停止等の事故を防止し、その信頼性を確保することをいう。
情報システム	・・・ 市の業務を処理するための電子計算機(周辺機器及び通信回線を含む。)及び情報資産(市の業務に関する情報及びその処理のために電子計算機が動作する仕組みに関する情報をいう。)が体系的に構築された仕組みをいう。

●●● 3-1 参加と協働 ●●●●●

重点目標	2-2	市民参加と協働を拡充します。
政策部 市民生活部		

個別目標	①	市政の全般にわたり、市民参加と協働を推進します。
-------------	---	--------------------------

目標設定の背景・理由
<p>政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において市民参加と協働が推し進められる必要があり、特に実施の過程における市民参加と協働は、市民自治を確立するうえで不可欠です。また、行政委員会を含めた市政全般にわたる取組が必要です。現在策定中の国分寺市自治基本条例（案）の基本理念に基づき、市民の意思に基づいた市政運営を目指します。</p>

★個別目標が達成された状態
満足度が高く、かつ、効率的な市政運営がなされている。
市政の透明化が図られ、市民と市との間で相互理解を深め、信頼関係を築いている。

★施策の方向
国分寺市自治基本条例（案）の趣旨にのっとり、参加・協働を実施する。
事務事業の精査を行い、参加・協働の対象となる事業の拡大を図る。
横断的な対応を可能とする仕組みをつくる。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	市民活動団体・コミュニティ	
市	上記のほか、全分野に関連	

★成果指標				
指標	単位	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)	指標の説明
参加・協働している事業数	事業			業務の見直しを行い、市民と協働する事業数の増加を図る
全事業数との割合	%			業務の見直しを行い、市民と協働する事業数の増加を図る

★用語解説★	
市民	・・・ 市内に住み、働き、学び又は活動する者及び団体等をいう。
参加	・・・ 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいう。
協働	・・・ 市民と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいう。

● ● 3-1 参加と協働 ● ● ● ● ●

重点目標	2-2	市民参加と協働を拡充します。
政策部 市民生活部		

個別目標	②	年齢、性別等の様々な枠を超えた参加や協働のための仕組みを充実させます。
-------------	---	-------------------------------------

目標設定の背景・理由
<p>こくぶんじ市民活動センターの開設等、市民参加と協働のための基盤が整備されつつあり、市民全体の市政への関心も高まっています。その一方で、若年層の市政に対する意識は低く、当該層への働きかけが今後の市政運営の重要な課題の一つとなっています。職業、年齢、性別等の様々な枠を超えた参加や協働の仕組みづくりを進め、多様化するニーズに対応していく必要があります。</p>

★個別目標が達成された状態
多様なニーズに対応できる柔軟な市政運営がなされている。
情報や活動の場が適切に提供され、市民と市又は市民間の情報の共有化が図られている。
より多くの市民が主体となることにより、活力あるまちづくりを推進している。

★施策の方向
参加や意見収集のための仕組みを充実させる。
ホームページ等市政に関心を持ってもらうための手段を拡充する。
市民と市又は市民間の情報の共有化を図るための情報提供の制度を整備する。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	市民活動団体・コミュニティ	
市	上記のほか、全分野に関連	

★成果指標				
指標	単位	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)	指標の説明
参加人数（参加・協働）	人	120	250	
階層別の割合	%			
ホームページアクセス件数	件	444,000	900,000	協働に関するホームページにより市民の参加を促す

★用語解説★	
こくぶんじ市民活動センター 平成16年10月22日庁舎内に市民の活動拠点として開設され、協働推進の窓口となっている。

●●● 3-1 参加と協働 ●●●●●

重点目標	2-2	市民参加と協働を拡充します。
政策部 総務部		

個別目標	③	市民参加や協働についての啓発に努め、成果のみえる施策を実施します。
-------------	---	-----------------------------------

市民と対等のパートナーとして十分に機能させていくためには、協働に関する職員研修を実施する等により、一層の意識改革を図る必要があります。市民と市がともに参加と協働に対する意欲を高め、情報の共有化を図り、相互に協力していくことで、両者の特性を生かした協働による施策実施等が可能となります。そうした協働の成果が多くの市民に認識されることで、より効果的に市民自治を推進します。

★個別目標が達成された状態

市、市民ともに参加や協働に対する意欲が高く、互いが良きパートナーとして機能している。

市民参加や協働の成果が市民に理解され、効果的に市民主体の市政運営がなされている。

★施策の方向

職員研修等により、協働に対して意欲の高い職員を育成する。

協働の実績の公表及び実績への評価の公表等により、成果を示していく。

参加や協働に関する情報を広報することにより、多くの市民に参加の機会を提供する。

★★★ 施策の展開 ★★★

施策の対象者	関連する施策の分野	
職員	効率的市政運営, 人材育成	市民活動団体・コミュニティ
市民		

★成果指標

指 標	単 位	現 状 値 (2006年)	目 標 値 (2016年)	指 標 の 説 明
職員研修回数	回	4	8	協働の意識を高める機会を増やす
職員研修参加者数	人	47	100	協働に対して職員が正しい理解を得る
ホームページへの参加・協働掲載回数	件	48	100	市民参加、協働の成果を市民が理解できる

★用語解説★

....
....

3-2 市民活動団体・コミュニティ

市民活動団体との協働を進めるとともにコミュニティの活性化を図ります。



基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
<p>2-1 より多くの市民が参加してコミュニティが活性化しているまちをつくります。</p> <p>説明</p> <p>自治会・町内会などと信頼関係を構築し、防犯、防災など地域課題を解決できる組織をつくります。また、コミュニティ醸成の場としての機能を有する市民の満足度が高い地域センターが運営されている状態をつくります。</p>	<p>①コミュニティ施策を推進し、地域の活性化を進めます。</p> <p>②自治会・町内会など地域の団体が、活発に活動できるよう環境整備します。</p> <p>③地域センターをより活発なコミュニティ活動の拠点となるように公民館等と連携し、運営します。</p>
<p>2-2 市民活動団体と行政が共に協働事業に汗を流せるまちをつくります。</p> <p>説明</p> <p>国分寺市における「新たな公共」を構築することで、より市民の視点にたった行政サービスを展開できる状態をつくります。</p>	<p>①市民活動団体との協働事業を積極的に進めます。</p> <p>②市民活動センターの機能充実を図り、市民活動を支援します。</p>



●●● 3-2 市民活動団体・コミュニティ ●●●●●

重点目標	2-1	より多くの市民が参加してコミュニティが活性化しているまちをつくりま す。
市民生活部		

個別目標	①	コミュニティ施策を推進し、地域の活性化を進めます。
-------------	---	---------------------------

目標設定の背景・理由

市民にとって生活の場であり、最も身近なまちづくりへの参加の場である地域コミュニティは、産業化・都市化・情報化などの進展による生活様式の変化に伴い、人々の地域への関心が薄れ、地域課題を解決する力が減少するなど、その機能の低下が懸念されています。
これらの課題を解決し、「地域に根ざしたまちづくり」「地域住民の思いを活かすまちづくり」によって、「魅力ある地域」を実現するためには、地域コミュニティ活動を活発化し、地域コミュニティと市が協力しあい、共にまちづくりを進める必要があります。

- ★個別目標が達成された状態**
- 自主的・主体的な地域活動が行われている。
 - 地域が活性化している。
 - 地域の課題が解決されている。
 - 市民による自治が行われている。

- ★施策の方向**
- コミュニティ活動の推進（コミュニティリーダーの育成・コミュニティ活動の助成等）を図る。
 - 地域社会に関わりのある住民・市・企業・市民活動団体等の協働による地域づくりのための仕組みをつくる。
 - コミュニティ施設等のハード面の充実を図る。
 - 意識の高揚、ネットワークの構築の場の支援を行う。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
地域団体	児童福祉	防災・危機管理
	高齢者・障害者・生活福祉	教育・学習

★成果指標

指 標	単 位	現 状 値 (2006年)	目 標 値 (2016年)	指 標 の 説 明
社会貢献活動に参加している人	%	35.2%	60.0%	人口に占める割合

★用語解説★

地域コミュニティ …… ある一定の地域に属する人々のつながり、又はある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

●●● 3-2 市民活動団体・コミュニティ ●●●●●

重点目標	2-1	より多くの市民が参加してコミュニティが活性化しているまちをつくりま す。
市民生活部		

個別目標	②	自治会・町内会など地域の団体が、活発に活動できるよう環境整備しま す。
-------------	---	--

目標設定の背景・理由

少子高齢化社会の中で、地域コミュニティの単位の1つである自治会・町内会など地域の団体が活発に活動できる環境整備をすることは、市民が地域の問題（防犯・防災等）を自ら取り組み、住み良い環境をつくろうとする機運を高めることにつながります。しかしながら、現在、自治会・町内会と市との関係は「社会福祉」と「防犯灯」事業のわずかな接点があるだけとなっています。自治会・町内会と市との関係は、地域課題を自ら解決する仕組みづくりや、地域の活性化などの視点からみても、より相互が理解しあえる関係としていく必要があります。これからの「コミュニティづくり」における最大のパートナーとして、自治会・町内会など地域の団体と市が信頼関係、良好な関係を築けるように、会議スペースなどの場の提供を含め、環境を整備する必要があります。

★個別目標が達成された状態

- 地域の団体が中心となり、まちづくりを行っている。
- 地域のコミュニティ施設が整備されている。
- 情報交換・情報公開・情報取得が活発化している。

★施策の方向

- 自治会・町内会活動に必要な施設や物資に対し助成を行い、活動を支援する。
- 自治会・町内会のニーズを収集し、意見を市政へ反映させる。
- 意識の高揚、ネットワーク構築の場の支援を行う。
- 自治会・町内会など地域の団体に対して地域課題解決につながる情報の発信を行う。

★★★ 施策の展開 ★★★

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	自然環境	教育・学習
	防災・危機管理	

★成果指標

指標	単位	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)	指標の説明
自治会町内会連合組織数	団体	4	6	(本町南町, 本多, 恋ヶ窪, 西町)

★用語解説★

地域コミュニティ …… ある一定の地域に属する人々のつながり、又はある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

3-2 市民活動団体・コミュニティ

重点目標	2-1	より多くの市民が参加してコミュニティが活性化しているまちをつくりま す。
市民生活部		

個別目標	③	地域センターをより活発なコミュニティ活動の拠点となるように公民館 等と連携し、運営します。
-------------	---	--

目標設定の背景・理由

市民生活の充実を図るためのコミュニティづくりにおいて、拠点となる施設の充実が必要となります。各地域の市民活動団体が、より活発に活動を行うためには、地域センター6館の充実が望まれます。
地域センター6館と「市民活動センター」「公会堂」「公民館」等の公共施設との連携を図るとともに、各地域のコミュニティにあわせた独自の運営を実施することが必要となります。利用者協議会が運営の一端を担うことや、指定管理者制度の導入も検討し、地域住民が利用しやすい運営形態を整えることが求められています。

★個別目標が達成された状態

地域センター等が中心となった地域活動が活発に行われている。

各地域の住民が望んでいる運営形態が実施されている。

市民活動センター、公会堂、公民館等の公共施設と連携が図られている。

★施策の方向

地域センターが中心となった地域活動を支援する。

地域住民の意見を集約し、運営に反映させる。

他の公共施設との連携を図る。

各地域のコミュニティにあわせた独自の運営実施を行う。

地域センターの施設改修計画を検討する。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	教育・学習	
近隣市の利用者（地域活動団体）		

★成果指標				
指 標	単 位	現 状 値 (2006年)	目 標 値 (2016年)	指 標 の 説 明
地域センター利用件数	件	9,176	9,500	より多くの地域活動団体が利用している。

★用語解説★

.....

3-2 市民活動団体・コミュニティ

重点目標	2-2	市民活動団体と行政が共に協働事業に汗を流せるまちをつくります。
市民生活部		

個別目標	①	市民活動団体との協働事業を積極的に進めます。
-------------	---	------------------------

目標設定の背景・理由
<p>多様化する市民ニーズは、法令や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を中心として行う行政や、利益追求を基本とする企業では、十分な対応を図ることは困難になってきています。市民活動団体は、多様な公共サービスの創造を得意としており、その専門性や柔軟性・機動性・先駆性などの特性を活かすことで、より市民のニーズに沿ったサービスの提供が期待できます。</p> <p>市民活動団体と市との協働を推進し、市民一人ひとりが持つ知識や経験、能力を活かし、協力・連携して公共サービスの充実に取り組む環境づくりに取り組むことは、市民の社会参加の機会を広げるものであり、地域社会の元気・活力をはぐくむことにつながります。</p> <p>また、市民活動団体と市との協働による取組を通じて、互いの組織や活動の活性化が図られ、特に行政における仕事の見直しや、職員の意識改革につながることを期待されます。</p>

★個別目標が達成された状態
市民活動団体の活動が活発化している。
市民活動団体と市の相互理解が進んでいる。
市民活動団体と市との協働事業件数が増加している。
市民満足度が高まっている。

★施策の方向
市民活動団体に対する支援（補助金・施設の提供等）を充実する。
協働事業を進めるための、PDCAサイクルを確立する。
「協働事業の手引き」を作成し、市民・職員に対して、協働事業についての啓発活動を行う。
市民活動センターを活用し、市民活動団体と市の協働事業をコーディネートする。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民活動団体	参加と協働	活力ある都市
市民・職員		

★成果指標				
指標	単位	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)	指標の説明
市民活動センター登録団体数	団体	340団体	370団体	

★用語解説★	
PDCAサイクル	・・・ 事務事業を「PLAN(計画)－DO(実施)－CHECK(評価)－ACTION(改善)」の流れの中で考え、計画の策定とその実施にとどめることなく、実施結果を成果の視点で評価し、課題を発見することで次の改善に結びつけようとする考え方

3-2 市民活動団体・コミュニティ

重点目標	2-2	市民活動団体と行政が共に協働事業に汗を流せるまちをつくりま
市民生活部		

個別目標	②	市民活動センターの機能充実を図り、市民活動を支援します。
-------------	---	------------------------------

目標設定の背景・理由
<p>市内では、地域での福祉保健活動をはじめ、子ども・青少年育成、文化・芸術、環境保全、まちづくり、国際協力など、多彩な市民活動が展開されています。市民活動団体は行政とともに公共サービスの供給主体として期待され、市民活動の進展は、地方分権の流れを促し、市民自治の実現に不可欠な要素ともなっています。市民活動が活発化してくると、活動拠点や活動資金の確保、人材確保、事務局体制の充実などがより大きな課題となってきます。市民活動センターは、活動の場・設備の提供、情報の提供など市民活動団体の支援拠点として大きな役割を担っています。</p>

★個別目標が達成された状態
市民活動団体の活動が活発化している。
多くの協働事業が実施されている。
多くの市民活動団体がセンターを利用している。
市内に事務所を有するNPO法人がたくさんある。
センターサービスにより市民満足度が高まっている。

★施策の方向
市民（個人）に対し、市民活動団体の情報を提供することで、市民活動のきっかけづくりをします。
施設・設備の提供、情報の提供などソフト・ハードの両面から市民活動団体を支援し、活動を活発化します。
市民活動団体と市のコーディネート役として、協働事業の推進を図ります。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民活動団体		
市民（個人）		

★成果指標				
指標	単位	現状値 (2006年)	目標値 (2016年)	指標の説明
利用者数	人	3,600人	10,000人	
市民活動センター登録団体数	団体	340団体	370団体	
市民活動団体数（市内で主に活動）	団体	1,100団体	1,500団体	

★用語解説★	
市民活動センター 平成16年10月22日庁舎内に市民の活動拠点として開設され、協働推進の窓口となっている。

●●● 3-3 人権・男女平等 ●●●●●

人権を尊重し、共に生きるまちを目指します。



基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
<p>2-1 基本的人権が保障され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるまちをつくります。</p> <p>説明</p> <p>人権が尊重され、憲法で定められた法の下での平等（人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的關係において、差別されない）と基本的人権が保障されるまちを目指します。</p>	<p>①一人ひとりの人権が尊重される環境をつくります。</p> <hr/> <p>②男女平等施策を総合的に推進します。</p> <hr/> <p>③ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止と被害者の自立支援に取り組みます。</p>
<p>2-2 基本的人権の保障を継続して確認するとともに、基本的人権を守るための平和事業を充実していきます。</p> <p>説明</p> <p>憲法で定められた基本的人権を保障することを行政経営の基本に据えることが必要です。その確認を継続して市民に情報発信します。さらに、国分寺市非核平和都市宣言にあるような平和の希求により市民の基本的人権を守ります。</p>	<p>①憲法の理念と目的を市民に広げるため、憲法記念事業の充実を図ります。</p> <hr/> <p>②核兵器の廃絶と恒久平和を市民とともに進めるため、平和祈念事業の充実を図ります。</p>



●●● 3-3 人権・男女平等 ●●●●●●

重点目標	2-1	基本的な人権が保障され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるまちをつくりまします。
市民生活部		

個別目標	①	一人ひとりの人権が尊重される環境をつくりまします。
-------------	---	---------------------------

目標設定の背景・理由

21世紀は「人権の世紀」といわれています。憲法では、人種、信条、性別、社会的身分・門地などにより差別されないとする法の下での平等と、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。しかし、現実には様々な差別により苦しんだり、悩んでいる人々が多く存在しています。人権問題解決に向けて、平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、国、地方公共団体の責務が明らかにされました。国分寺市では、平成15年に市民生活部男女平等人権課を設置し、法務省から委嘱された人権擁護委員（4人）とともに人権意識を高めるための啓発事業に取り組んできました。今後も、国、東京都と連携を図り、人権が尊重される社会の実現にむけた啓発への取組が求められています。

★個別目標が達成された状態

すべての人がお互いの人権を尊重している。

あらゆる差別が解消されている。

★施策の方向

人権に関する身近な相談窓口として、人権相談の充実を図る。

人権への理解を深め、人権意識を高めるための啓発事業を推進する。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	児童福祉	教育・学習
事業者		

★成果指標				
指標	単位	現状値 (平成18年)	目標値 (平成28年)	指標の説明
人権身の上相談の実施	回	12	24	
人権のつどい開催	回	1	2	
人権擁護委員	人	4	8	

★用語解説★

人権擁護委員 …… 人権擁護委員法(昭和24年施行)に基づき、身近な地域で国民の基本的人権を守るために市長が推薦し、法務大臣から委嘱された委員。(現在・国分寺市4人)

3-3 人権・男女平等

重点目標 2-1
市民生活部
 基本的人権が保障され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるまちをつくりまします。

個別目標 ②
 男女平等施策を総合的に推進します。

目標設定の背景・理由

これまで我が国では、日本国憲法に法の下での平等と個人の尊重がうたわれ、戦後の国際社会における取組とも連動しながら男女平等推進のための取組がなされてきました。平成11年には男女共同参画社会基本法が成立し、その前文では男女共同参画社会の実現が「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けられています。市では、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を、平成12年には第2次国分寺市女性行動計画を策定し男女平等推進の取り組みを進めてきました。平成18年度には、これまでの取り組みと情勢の変化を踏まえて、国分寺市男女平等推進条例の制定を目指してきました。この条例と、条例に基づく第3次行動計画を基に、男女平等施策を総合的に実施し、充実させることが求められています。

★個別目標が達成された状態

あらゆる施策に男女平等の視点がゆきわたっている。
 市民・事業者に広く男女平等に関する理解が進んでいる。

★施策の方向

男女平等推進条例に基づき、第3次行動計画を策定する。
 市民意識実態調査を実施し、結果を施策に反映する。
 雇用における男女平等推進のため事業者への啓発や情報提供等を進める。
 男女が対等な関係のもと妊娠、出産等に関する権利が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じる。
 メディアリテラシー向上のための取組を進める。
 学校教育及び社会教育の場において、市民の男女平等について理解を深める。
 審議会等の政策・方針の決定過程への男女共同参画を進める。

★★★ 施策の展開 ★★★

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民・事業者・職員等	児童福祉	教育・学習

★成果指標

指標	単位	現状値 (平成18年)	目標値 (平成28年)	指標の説明
審議会等委員の男女構成比	%	29	40	
市職員の女性管理職の登用	%	6	25	
事業者への啓発	回	0	1	
登録団体数	数	80	120	

★用語解説★

メディアリテラシー …… メディアの内容を情報の受け手が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力をさす。

3-3 人権・男女平等

重点目標 2-1
市民生活部
 基本的人権が保障され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるまちをつくりまします。

個別目標 ③
 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止と被害者の自立支援に取り組まします。

目標設定の背景・理由
 内閣府が平成17年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験がある女性は33.2%との結果が出ています。DVは依然として個人の尊厳を奪い男女平等を阻害する重大な問題であり、DVをなくすための取組を不断に進める必要があります。平成16年12月に改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行され、第2条には配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援等について地方公共団体の責務がうたわれています。また、国では同法施行に合わせ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」が、東京都では平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定されました。被害者の安全確保及び自立支援の取組のため、各機関の相互連携を一層強めることが求められています。このような背景から内外の関係部署との連携を強め、一層の施策の充実を図る必要があります。

★個別目標が達成された状態
 DV被害者の安全が図られ、自立した生活ができる環境が整っている。
 DV防止について市民に広く理解がされている。

★施策の方向
 DV被害者の安全を図るための施設である民間シェルターの運営費補助を行い、安定的運営を支援する。
 配偶者等の暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会を中心に庁内外の関係機関との連携を強める。
 相談事業の連携・充実を図る。
 DV防止について理解を深めるため、広報の充実を図る。

★★★ 施策の展開 ★★★

施策の対象者	関連する施策の分野	
DV被害者		
市民		

★成果指標

指標	単位	現状値 (平成18年)	目標値 (平成28年)	指標の説明
DV防止研修の実施	回	2	6	

★用語解説★

ドメスティック・バイオレンス(DV) …… 配偶者や恋人など親密な関係にある男女間の暴力のことをいい、身体的暴力だけでなく精神的暴力・経済的暴力・性的暴力などさまざまな形態で、継続的複合的に起こることが多くある。

民間シェルター …… 夫や恋人の暴力から逃れてきた女性を緊急に一時的に保護する施設で、民間の団体により設置運営されているもの。

3-3 人権・男女平等

重点目標	2-2	基本的人権の保障を継続して確認するとともに、基本的人権を守るための平和事業を充実していきます。
政策部		

個別目標	①	憲法の理念と目的を市民に広げるため、憲法記念事業の充実を図ります。
-------------	---	-----------------------------------

目標設定の背景・理由

憲法の理念と目的を達成するため、昭和47年度から広く市民に憲法を考える機会を提供してきました。現在、様々な国際紛争が起きる中で、世界の恒久平和が脅かされています。あらためて日本の平和憲法を確認するとともに、基本的人権の尊重と平和を基本理念とする憲法を身近に取り入れ、認識を深めることにより、市民生活に役立てられるよう情報発信を継続していく必要があります。

★個別目標が達成された状態

憲法の理念が市民に広く理解されている。

憲法記念行事への参加者が増加している。

★施策の方向

憲法記念行事のテーマを検討し、参加者への情報発信を実施する。

昭和47年度から実施してきたテーマをまとめ、取り組み成果を情報発信する。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	教育・学習	

★成果指標				
指標	単位	現状値 (平成18年)	目標値 (平成28年)	指標の説明
憲法記念行事参加者	人	70	150	

★用語解説★

憲法記念行事 …… 「憲法をくらしの中に」をスローガンに、毎年テーマを変え、講演やパネルディスカッションを行う催し。

3-3 人権・男女平等

重点目標	2-2	基本的人権の保障を継続して確認するとともに、基本的人権を守るための平和事業を充実していきます。
政策部		

個別目標	②	核兵器の廃絶と恒久平和を市民とともに進めるため、平和祈念事業の充実を図ります。
-------------	---	---

目標設定の背景・理由

過去の戦争の反省をもとに「恒久平和」を市民とともに祈念する取り組みが重要です。昭和59年8月6日には、「国分寺市非核平和都市宣言」が制定されました。これを契機に市役所庁舎に「平和の灯」が設置され、広島市平和記念公園から採火された灯を、灯し続け、平和の大切さを訴えています。
この精神を市民と共有し、年々戦争体験者が減少していく中で、戦争を風化させることなく、また、ふたたび戦争の惨禍を繰り返さないために、次世代に語り継ぎ、平和への意識を啓発するよう取り組む必要があります。

★個別目標が達成された状態

平和に対する取り組みが市民に広く理解されている。

悲惨な戦争体験が市民に語り継がれている。

平和祈念行事に参加する市民の割合が幅広い年代で増加している。

★施策の方向

市長が継続して、「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」に参加する。

当市のピースメッセンジャーとして、小中学生の広島派遣を継続する。

市主催の平和祈念式を継続して実施する。

平和祈念行事を継続開催し、市民参加による企画により内容の充実を図る。

戦争体験の発掘とまとめ、情報発信を行う。

★★★ 施策の展開 ★★★		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民・市民活動団体	教育・学習	

★成果指標				
指標	単位	現状値 (平成18年)	目標値 (平成28年)	指標の説明
小中学生広島派遣	人	12	16	
平和祈念式参加者	人	98	120	
平和祈念行事参加者	人	340	370	
被爆体験講話参加者	人	90	120	

★用語解説★	
平和祈念式	・・・ 8月15日終戦記念日に市役所「平和の灯」前にて、戦没者の冥福を祈ります。
平和祈念行事	・・・ 昭和47年より始め、近年は、市民参加による朗読や演劇、音楽等を通じて平和を祈念する催し。